

第1編 総 則

第1章 計画の目的・方針

第1節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある原子力災害等に対処するため、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を十分に発揮し、相互に協力して総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、県民の不安を解消し、安心安全な市民生活を確保することにより、市の防災上の責務である市民のかけがえのない生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

特に、平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、愛知県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径5km）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径30km）に含まれてはいないものの、県境から概ね55kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や、概ね82kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所を始めとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった愛知県に影響が考えられる原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。

原子力災害等は、放射性物質及び放射線による影響が五感に感じられない特殊性はあるものの、的確に測定することは可能であることを考慮すると、あらかじめ、原子力緊急事態に際し、県及び市を始めとする関係機関が、どのような根拠で、どのような判断をし、どのような対応をするか、市民の理解を得る必要があり、市民の具体的な行動につながるような科学的根拠に基づく、明確かつ具体的な基準を提示するとともに、適宜適切に情報提供できるかが重要である。

第2節 計画の性格及び基本方針

地域防災計画－原子力災害対策計画－

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年（1961年）法律第223号）第42条の規定に基づき、東海市防災会議が東海市の地域に係る防災計画として作成する「東海市地域防災計画」の「原子力災害対策計画」編として、原子力災害等に対処すべき措置事項を中心に定めるものであり、この計画に定めのない事項については、原則として「風水害等災害対策計画」及び「地震災害対策計画」編によるものとする。
- (2) この計画を効果的に推進するため、県及び市は、防災に関する政策、方針決定過程をはじ

めとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。

- (3) 市民の生命、身体及び財産を守るため、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共の団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年（2012年）12月3日告示）を十分に尊重するものとする。

- (4) 東海市防災会議は、毎年、東海市地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考とし、特にこの中で市の行うべき事項については、実情に応じ細部を計画するものとする。

- (5) 県は、原子力災害の特殊性から、甚大な被害となった場合、県域を越えた広域的な対応を必要とすることから、県の隣接県（以下、「隣接県」という。）と連携し協議を進め、各県の地域防災計画との整合を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構 成		主な内容
第1編	総則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧	被災地域の迅速な復旧に向けた対策 等

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、県における地勢、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した災害は、次のとおりである。

- (1) 放射性物質災害

放射性物質（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射性同位元素等をいい、次の(2)に記載する核燃料物質等を除く。）の取扱いに係る災害をいう。

- (2) 原子力災害

県における核燃料物質等（原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質をいう。）の事業所外の運搬中の事故による災害及び県外における原子力発電所等の事故の発生に伴う災害をいう。

なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。

原子力発電所 又は原子炉施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市 佐倉	1号機	2009. 11. 18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	2009. 11. 18 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			3号機	定期検査中	沸騰水型
			4号機	定期検査中	沸騰水型
			5号機	定期検査中	沸騰水型
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡 美浜町丹生	1号機	2017. 4. 19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2017. 4. 19 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	運転中（82.6 万 kW）	加圧水型
大飯発電所		福井県大飯郡 おおい町大島	1号機	2019. 12. 11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			2号機	2019. 12. 11 廃止措置計画認可・廃止措置中	加圧水型
			3号機	定期検査中	加圧水型
			4号機	運転中（118.0 万 kW）	加圧水型
高浜発電所		福井県大飯郡 高浜町田ノ浦	1号機	運転中（82.6 万 kW）	加圧水型
			2号機	運転中（82.6 万 kW）	加圧水型
			3号機	運転中（87.0 万 kW）	加圧水型
			4号機	定期検査中	加圧水型
敦賀発電所	日本原子力発電 株式会社	福井県敦賀市明 神町	1号機	2017. 4. 19 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型
			2号機	定期検査中	加圧水型
高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開発法人 日本原子力 研究開発機構	福井県敦賀市白 木	－	2018. 3. 28 廃止措置計画認可・廃止措置中	高速増殖炉
新型転換炉 ふげん		福井県敦賀市明 神町	－	2008. 2. 12 廃止措置計画認可・廃止措置中	新型転換炉

- ※1：浜岡原子力発電所の1号機及び2号機は廃炉措置作業中
- ※2：美浜発電所の1号機及び2号機は廃炉に向けた手続中
- ※3：敦賀発電所の1号機は廃炉に向けた手続中
- ※4：高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）は、平成28年（2016年）原子力関係閣僚会議決定に基づき、今後、廃止措置に向けた取組を実施
- ※5：原子炉廃止措置研究開発センターふげんは、廃炉措置作業中であり、原子炉から燃料体を搬出し、原子炉としての機能はない。
- ※6：これらの施設で事故が発生した場合を想定し、国等が行ったシミュレーション結果を計画の策定にあたり参考とした。

第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

（出典：原子力規制委員会『原子力災害対策指針』）

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある。

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、以下のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。緊急事態区分と主要な防護措置の枠組みについては、表1－1から表1－3までの前段にまとめる。

また、図1に全面緊急事態に至った場合の対応の流れを記載する。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおりに発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）を踏まえ、原子力事業者は、上記を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

また、原子力事業者は、各原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見直しを行い、必要に応じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。

2 運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には上記1の施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。こうした対応の流れについては、図1及び表1－1から表1－3の後段にまとめる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、国からの指示に基づき、避難住民等に対し、防護措置を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査（以下、「避難退域時検査」という。）の結果から簡易除染（着替え、拭き取り、簡易除染剤やシャワーの利用）等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。

これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「O I L」という。)を設定する。

3 原子力災害対策重点区域

(1) 原子力災害対策重点区域の設定

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの影響を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

(2) 原子力災害対策重点区域の範囲

原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。

なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。

ア 発電用原子炉施設

発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。

㍻ 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

㍼ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年（1957年）法律第166号、以下「炉規法」という。）第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

※原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びち並びに第十四条の表へ及びちの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年（2015年）原子力規制委員

会告示第14号)において定められている。

イ 試験研究用等原子炉施設

試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

・原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉	5km
熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉	500m

ウ 加工施設

㊦ ウラン加工施設

ウラン加工施設(濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満のものを除く。)に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

・原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質(質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。)を不定形状(溶液状、粉末状、気体状)又は不定性状(物理的・化学的工程)で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。

取扱量の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)

ウラン235の取扱量が0.008TBq以上の加工施設	5km
ウラン235の取扱量が0.008TBq未満の加工施設	1km
敷地境界から500m以内での取扱量が0.008TBq未満の加工施設	500m

㊧ プルトニウムを取り扱う加工施設

日本原燃株式会社再処理事業所に設置されるMOX燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径1kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

エ 再処理施設

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径5kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。

オ その他の原子力施設

次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

・発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全て

の燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの

- ・熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が2 MW以下の試験研究用等原子炉施設

- ・濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン235の取扱量が0.008 TBq未満のもの

- ・使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等

(3) 原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点

地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記(1)及び(2)の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。

UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。

なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。

表 1－1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（1／2）

（発電用原子炉3(2)アただし書の場合を除く。）

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			P A Z（～概ね 5km）				U P Z（概ね 5～30km）				U P Z 外（概ね 30Km～） ※防護措置や協力などが必要とされた範囲に限る。					
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置		
緊急事態区分	警戒事態	事業者 原子力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		公共団体 地方	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	・緊急時モニタリングの準備	—	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力		
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請		
	ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。）	事業者 原子力	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	・地方公共団体へ通報	—	—	—	—	—	・緊急時モニタリングの準備及び支援	—	
		公共団体 地方	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施 ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等） 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	—	【避難】 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れ ・避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力		
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難の実施を指示 ・地方公共団体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示	—	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	【避難】 ・地方公共団体に施設敷地緊急事態要避難者の避難受入れを要請 ・地方公共団体に避難準備（避難先、輸送手段の確保等）への協力を要請		
		（原災法10条の通報等べき基準を採用。）	事業者 原子力	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	・地方公共団体へ通報	—	—	—	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
			公共団体 地方	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【安定ヨウ素剤】 ・住民等への安定ヨウ素剤の服用指示	・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難域域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	—	【避難等】 ・避難等の受入れ 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難域域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力	
			国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難域域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・地方公共団体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難域域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力を要請	
	（原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。）	全面緊急事態	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【避難】 ・地方公共団体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用を指示	・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難域域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染の場所の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難等】 ・地方公共団体に避難等の受入れを要請 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難域域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力を要請	

※1…緊急事態区分の全面緊急事態においてP A Z内は避難を実施していることが前提。

表 1－1 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2／2）

（発電用原子炉3(2)アただし書の場合を除く。）

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

		P A Z（～概ね 5km）※ 1				U P Z（概ね 5～30km）				U P Z 外（概ね 30km～）				
		体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
O I L	O I L 1	事業者	-	-	-	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・（近）避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	【避難】 ・（遠）避難の受入れ
		国	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・（近）地方公共団体に避難の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【避難】 ・（遠）地方公共団体に避難受入れを要請
	O I L 2	事業者	-	-	-	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-	
		国	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
	O I L 4	事業者	-	-	-	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染への協力	-	-	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染への協力	
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染への協力	
		国	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難区域時検査及び簡易除染】 ・避難区域時検査及び簡易除染の指示	
	O I L 6	事業者	-	-	-	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・（近）一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	【一時移転】 ・（遠）一時移転の受入れ
		国	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・（近）地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【一時移転】 ・（遠）地方公共団体に一時移転の受入れを要請
O I L 6	事業者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	公共団体	-	-	-	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・食物摂取制限の実施		
	国	-	-	-	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に食物摂取制限の実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に食物摂取制限の実施を指示		

※1…緊急事態区分の全面緊急事態においてP A Z内は避難を実施していることが前提。

表 1－2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（１／２）

(試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設(原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※)並びに発電用原子炉3(2)ア ただし書の場合に限る。)

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

				UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要とされた範囲に限る。			
				体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	事業者	原子力	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	—	—
		公共団体	地方	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	—	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	—	—	—
		国	国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—	・地方公共団体への参集要請	・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの準備のための調整	—
	ただし、全面緊急事態に該当する場合を除く。	事業者	原子力	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
		公共団体	地方	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体 に要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等 への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避準備	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等 への注意喚起	—	—
		国	国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避準備を指示	・地方公共団体への参集要請 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備及び支援	—	—
	(原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用)	事業者	原子力	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング	—	—	—	・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		公共団体	地方	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【屋内退避】 ・屋内退避の実施 【安定ヨウ素剤】 ・安定ヨウ素剤の服用準備（配布等） 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	—	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力
		国	国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	【屋内退避】 ・地方公共団体に屋内退避の実施を指示 【安定ヨウ素剤】 ・地方公共団体に安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）を指示 【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）を指示	・地方公共団体への参集要請 ・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【防護措置基準に基づく防護措置への対応】 ・地方公共団体に避難、一時移転、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの準備（避難、一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリングの場所の確保等）への協力を要請

※3（2）イ～エに掲げるもの

表 1－2 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（2／2）

（試験研究用原子炉、加工施設及び再処理施設（原子力災害対策重点区域の設定を要するもの※）並びに発電用原子炉3（2）ア ただし書の場合に限る。）

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			UPZ				UPZ外 ※防護措置や協力などが必要と判断された範囲に限る				
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置	
OIL	基準に係るスクリーニング	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-
		公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	-	-	-	【避難】 ・（近）避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	【避難】 ・（遠）避難の受入れ
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難】 ・避難範囲の決定 ・（近）地方公共団体に避難の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【避難】 ・（遠）地方公共団体に避難受入れを要請
		飲食物に係るスクリーニング	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	-	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-	
	OIL4	公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定	-	・住民等への情報伝達	-	-	-
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示	
		事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	-	-	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	
		公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力	
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示	
	OIL2	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	-	-	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力	
		公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	-	・住民等への情報伝達	-	【一時移転】 ・（近）一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）甲状腺被ばく線量モニタリングの実施	【一時移転】 ・（遠）一時移転の受入れ
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・（近）地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・（近）地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示	【一時移転】 ・（遠）地方公共団体に一時移転の受入れを要請
		事業者 原子力	-	-	-	-	-	-	-	-	
	OIL6	公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施	
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示	

※3（2）イ～エに掲げるもの。

表 1－3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（１／２）

(その他の原子力施設(原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※))

注)本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			当該原子力事業所が所在する地方公共団体等 (原子力施設近傍における重点的な対応) ※地域の実情に応じ隣接市町村を含む。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
緊急事態区分	警戒事態	原子力事業者	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・国へ通報	・敷地境界のモニタリング	—
		地方公共団体	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの準備	—
		国	・要員参集 ・情報収集・連絡体制の構築 ・現地派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの準備	—
	ただし、 （原災法１０条の通報すべき基準を採用。 全面緊急事態に該当する場合を除く。） 施設敷地緊急事態	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの準備及び支援	—
		地方公共団体	・要員追加参集 ・国及び他の地方公共団体に応援要請	・住民等への情報伝達 ・今後の情報について住民等への注意喚起	・緊急時モニタリングの実施	—
		国	・要員追加参集 ・現地派遣の実施 ・現地追加派遣の準備	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	—
		原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	—
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	—
	（原災法１５条の原子力緊急事態宣言の基準を採用。） 全面緊急事態	原子力事業者	・要員追加参集	・国及び地方公共団体へ通報	・敷地境界のモニタリング ・緊急時モニタリングの実施及び支援	—
		地方公共団体	・要員追加参集	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	—
		国	・要員追加参集 ・現地追加派遣の実施	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・緊急時モニタリングの実施及び支援 ・緊急時モニタリングの指示 ・モニタリング情報の収集・分析	—

※3(2)オに掲げるもの。

表 1－3 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等（２／２）

（その他の原子力施設（原子力災害対策重点区域の設定を要しないもの※））

注）本イメージは各主体の一般的な行動を例示しており、各地域においては、地域の特性等に応じて防護措置に係る各主体の行動をとることとする。

			当該原子力事業所が所在する地方公共団体等 （原子力施設近傍における重点的な対応） ※地域の実情に応じ、隣接市町村を含む。			
			体制整備	情報提供	モニタリング	防護措置
O I L	O I L 1	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【避難】 ・避難の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【避難】 ・避難範囲の決定 ・地方公共団体に避難の実施（移動が困難な者の一時退避を含む）を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
	スクリーニングに係る 飲食物に基準	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	-
		公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【飲食物摂取制限】 ・個別品目の放射性物質の濃度測定
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【飲食物摂取制限】 ・放射性物質の濃度測定すべき範囲の決定 ・地方公共団体に個別品目の放射性物質の濃度測定を指示
	O I L 4	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染への協力
		公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の実施
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	-	【避難退域時検査及び簡易除染】 ・避難退域時検査及び簡易除染の指示
	O I L 2	事業者 原子力	-	・国及び地方公共団体へ通報	・緊急時モニタリングの実施及び支援	【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングへの協力
		公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	・緊急時モニタリングの実施	【一時移転】 ・一時移転の実施 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・甲状腺被ばく線量モニタリングの実施
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・モニタリング情報の収集・分析 ・緊急時モニタリングの実施及び支援	【一時移転】 ・一時移転範囲の決定 ・地方公共団体に一時移転の実施を指示 【甲状腺被ばく線量モニタリング】 ・地方公共団体に甲状腺被ばく線量モニタリングの実施を指示
	O I L 6	事業者 原子力	-	-	-	-
		公共団体 地方	-	・住民等への情報伝達	・個別品目の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・飲食物摂取制限の実施
		国	-	・地方公共団体への情報提供 ・報道機関等を通じた情報提供	・個別品目の放射性物質の濃度測定結果の収集・分析 ・個別の放射性物質の濃度測定を実施	【飲食物摂取制限】 ・摂取制限品目の決定 ・地方公共団体に飲食物摂取制限の実施を指示

※3(2)オに掲げるもの。

※3(2)オに掲げるもの。

図1 防護措置実施のフローの例

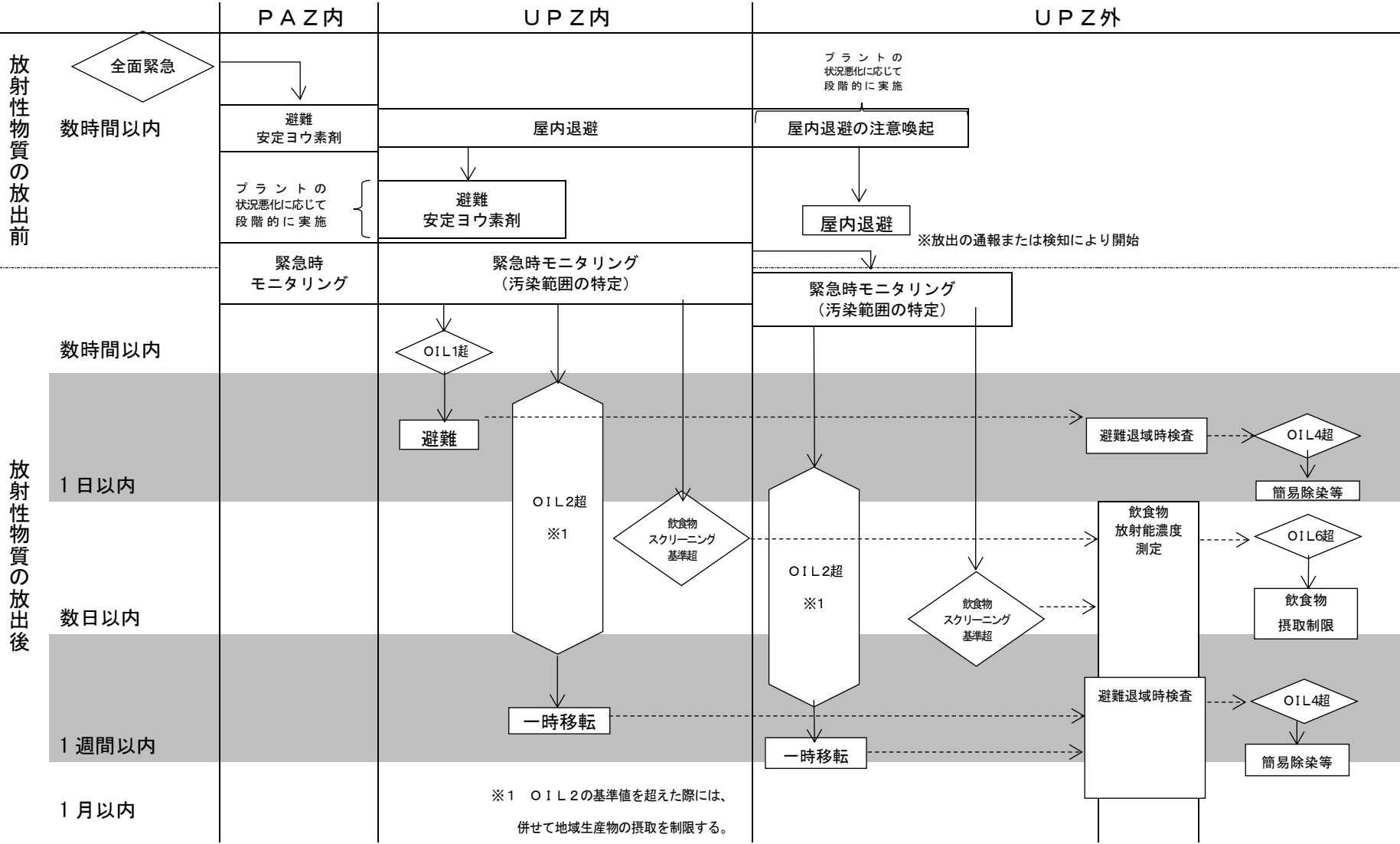


表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

1. 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL (⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第10号）第37条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、（2012年）同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑭ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑮ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑰ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
---	--

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。	
⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

2. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

3. ナトリウム冷却型高速炉（炉規法第2条第5項に規定する発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑧ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉冷却材を汲み上げる設備の機能を超える原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ② 原子炉の運転中に主冷却系による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ③ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年（2013年）原子力規制委員会規則第9号）第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年（2013年）原子力規制委員会規則第10号）第72条第1項の基準に適用しない場合には、5分間以上）継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入（電動駆動による挿入を除く。）により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中において、原子炉を冷却する全ての機能が喪失すること。 ③ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。 ⑤ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑥ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。 ⑦ 原子炉の停止中に原子炉容器内の照射済燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象を検知すること。 ⑧ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ⑨ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなるにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑪ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑫ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

4. ナトリウム冷却型高速炉（3. に規定するものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）及び試験研究用原子炉施設

これらの施設については、その特性が多種多様であることから、具体的なEALの設定については、通報規則第7条第一号の表二又はホ及び第14条の表二又はホに掲げる事象及び1. から3. までの掲げる施設のEALの枠組みを参考に、当該施設の特性を踏まえて、原子力事業者が行う。

5. 実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

6. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。避難指示区域においては、一時立入を中止し、避難指示区域に一時立入りしている住民の退去を準備する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。
全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するEAL (⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分間以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分間以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	PAL内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

8. 再処理施設

警戒事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年（2013年）原子力規制委員会規則第27号。以下「再処理事業指定基準規則」という。）第35条に規定する機能が喪失した場合において、溶液が沸騰すること。 ② 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ④ 制御室の環境が悪化し、再処理施設の運転や制御に支障を及ぼす可能性が生じること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための一部の設備の機能が喪失すること。 ⑥ 重要区域において、火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑦ 安全機能（再処理事業指定基準規則第1条第3号に規定する安全機能をいう。）が喪失した場合において、セル内において水素による爆発又は有機溶媒等による火災若しくは爆発が発生し、又は発生するおそれがあること。 ⑧ 再処理施設の内部において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。 ⑨ 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑩ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑪ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該再処理施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑫ 当該再処理施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑬ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 制御室が使用できなくなること。 ③ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ④ 火災、爆発又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑤ セルから建屋内へ放射性物質の漏えいがあること。 ⑥ 再処理施設の内部において、核燃料物質が臨界に達すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑧ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	UPZ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 再処理事業指定基準規則第３５条に規定する機能が喪失した場合において、溶液の沸騰が継続することにより揮発した放射性物質が発生し、又は発生するおそれがあること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ③ セルから建屋内へ放射性物質の大量の漏えいがあること。 ④ 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他再処理施設以外に起因する事象が再処理施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

9. 原子炉の運転等のための施設（1. から 8. までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断する E A L (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。)	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度 6 弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断する E A L	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第 10 条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。 U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するEAL	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

表3 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm※3 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に除染を実施。
			β 線：13,000cpm※4【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※6 (地上1 m で計測した場合の空間放射線量率 ※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
	ウラン	20Ba/kg	100Ba/kg			

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1 については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1 の基準値を超えた場合、OIL2 については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2 の基準値を超えたときから起算して概ね1日を経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2 の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。
他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA のGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEA では、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第6節 地域防災計画の作成又は修正

東海市防災会議は、原子力災害対策に係る東海市地域防災計画を地域の実情に応じて作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

同計画において、原子力災害対策に係る計画を作成又は修正する場合は、愛知県地域防災計画（原子力災害対策計画）を参考として行うものとし、特に同計画において、計画事項に示すものについては、市で地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第7節 今後の検討課題について

今後詳細な検討等が必要な事項については、付録に整理するとともに、引き続き検討を行い、原子力規制委員会の検討状況等も踏まえて、本計画に反映させることとする。

第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において県域を越えた統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

2 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害等から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導・助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、知事及び市長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

機関名	内 容
県	(1) 原子力事業者との通報・連絡体制の整備を行う。 (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。 (3) 環境放射線モニタリングを実施する。

	(4) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。 (5) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。 (6) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (7) 健康被害防止に係る整備を行う。 (8) 自衛隊の災害派遣要請を行う。 (9) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。 (10) 緊急輸送体制を確保する。 (11) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。 (12) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。 (13) 各種制限措置の解除の指示を行う。 (14) 心身の健康相談体制の整備を行う。
県警察	(1) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (2) 交通管理体制の整備を行う。 (3) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛けを行う。 (4) 県民等への情報伝達活動を行う。 (5) 警察庁等への通報を行う。 (6) 交通規制及び緊急輸送の支援を行う。 (7) 社会秩序の維持を行う。

2 市

機関名	内 容
市	(1) 原子力防災に関する情報の収集伝達を行う。 (2) 情報収集・連絡体制等の整備を行う。 (3) 原子力防災に関する知識の普及、啓発を行う。 (4) 原子力防災業務関係者に対する研修を行う。 (5) 放射線測定器等資機材の整備を行う。 (6) 屋内退避、避難指示を行う。 (7) 健康被害防止に係る整備を行う。 (8) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。 (9) 飲料水・食品等の摂取制限等を行う。 (10) 風評被害等の未然防止、被害軽減のための広報活動を行う。 (11) 各種制限措置の解除を行う。 (12) 心身の健康相談体制の整備を行う。

3 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	(1) 事故の発生に係る警察庁等への通報を行う。 (2) 広域交通規制の調整を行う。

東海財務局	原子力緊急事態宣言が発せられた場合の応急措置等のため必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。
東海農政局	農業への影響に関する情報等の収集・連絡を行う。
中部運輸局	輸送手段調達のあつせん、輸送確保のための連絡調整を行う。
第四管区海上保安本部	(1) 情報の収集及び海上保安庁等への通報を行う。 (2) 海上における環境放射線モニタリングへの支援を行う。 (3) 現場海域への入域制限及び人命救助を行う。 (4) 周辺海域の在船舶等に対する情報の周知を行う。
名古屋地方気象台	放射能影響の早期把握等に資する防災気象情報の県への提供を行う。
愛知労働局	(1) 事故等の発生に係る厚生労働省への通報を行う。 (2) 事業者に対する労働者退避等措置の指示を行う。
国土地理院中部地方測量部	関係する地域の防災地理情報の県への提供を行う。

4 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。 なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。 (1) 被害状況の把握を行う。 (2) 緊急時モニタリングの支援を行う。 (3) 人員及び物資の緊急輸送を行う。

5 指定公共機関（原子力事業者を除く）

機関名	内 容
東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	災害対策に必要な物資及び避難者等の人員の輸送に関し協力を行う。
西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I 株式会社、株式会社NTTドコモ、ソフトバン	事故発生直後の輻輳対策措置を行う。

ク株式会社、楽天モバイル株式会社	
------------------	--

6 指定地方公共機関

機関名	内 容
一般社団法人愛知県トラック協会	原子力災害対策用物資の輸送に関し協力を行う。
各鉄道事業者	東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

7 原子力事業者

機関名	内 容
中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	(1) 原子力防災体制の整備を行う。 (2) 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備を行う。 (3) 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検を行う。 (4) 原子力防災教育を実施する。 (5) 原子力防災訓練を実施する。 (6) 関係機関との連携を行う。 (7) 災害状況の把握及び県への情報伝達・報告を行う。 (8) 応急措置を実施する。 (9) 緊急事態応急対策を行う。 (10) 放射性物質による汚染の除去への協力を行う。